

富山県における運動場設置規準に関する史的考察

——学校建築区分「標準化」の時期（明治5—23年）
までの小学校屋外運動場について——

大川 信行

A study of the Predominant Influences on the Standard
of Elementary School Playgrounds
in Toyama Prefecture (1872-1890)
Nobuyuki OKAWA

I 本研究の意義と課題

II 学校建築「創始」の時期における運動場設置規準

- 1) 「新川県学事取調書」（明治6年）と「新川県公立小学校表」（明治8年）
- 2) 「新川県学規」（明治9年）と「学校建築法心得」（明治10年）

III 学校建築「標準化」の時期における運動場設置規準

- 1) 「小学校舎建築心得」（明治17年）の検討
- 2) 「小学校施設規程」（明治20年）の検討

IV 結 語

I. 本研究の意義と課題

今日の運動場^{注2)}は、校舎を校地の一隅に寄せてまでも、広く設けられており、しかも必ず平坦で、その中心部に障害となるものがなく、まったく無味乾燥な状態が定着している。わが国において、このような運動場が作られるようになったのは、明治期からのことであり、法令として定められたのは、明治24年4月に制定された「小学校設備準則」（6：pp. 85—87）からであった。「小学校設備準則」は、明治23年の『改正小学校令』の実施にともなって出された細則の一つであるが、その持つ意味は、中央官庁である文部省から出され

た点にあった。つまり、全国一律の規準を示し、市町村にそれを遵守する責任を負わせたこの法令は、学校建築の面で最初の国家統制力を持っていたのである（2：pp.131—132）。以後、上記のような運動場設置に関する規準は、2度の改正を経て、再改正である明治32年7月の「小学校設備準則」（7：pp.25—28）によって、ほぼ今日的に整備されたとみられている。

ところで、明治24年以前の学校建築に関する法令は、地方官庁である庁県が、土地の実情を斟酌し頒布していた。そのため、各府県ごとの学校建築規則は、実情に即していたものの、質的には地方による差を生じさせていたのである。これは、その後の文部省から漸次制定された法令に基づき設けられた各府県の学校建築規則の細部についても同様であり、運動場設置規準においても伺えることであった。文部省は、学校建築の基本的な事項について規定したが、細部にわたっては、地方自治体で規定するよう任していたからである。

かかる運動場設置規準の地方による差は、文部省と各府県から出された一連の学校建築規則を比較分析することにより明らかにされるのだが、そのために研究の対象は、各府県ごとに絞り込まれる必要がある。本研究において、富山県が制定した学校建築規則に着目したのは、以上のような理由からである。

また、全国一律の学校建築規準の中で、運動場設置が義務付けられた事実は、運動を行う場（運動空間）が、国によって保障されたことを示しており、施設・場所の問題解決から体育の振興が計られたことを意味している。したがって、運動教材それ自体や近代体育の発展過程などを考察する場合、運動場の問題は考慮されるべき課題であると言えよう。

これらの観点にたち、運動場を捉えた先行研究として、福地豊樹・萩原 豊「明治期における群馬県下の小学校屋外運動場設置状況に関する史的考察」（4：pp.21—41）があげられる。福地らは、文部省と群馬県から出された一連の学校建築規則の比較検討を通じて、文部省が示した運動場設置規準が、どの程度群馬県に採用されたかを見ており、あわせて県下小学校における運動場の確保状況を運動場面積および方位の問題に限定して明らかにしている。従来の運動場を扱った研究の大半は、文部省を中心とした中央における学校建築規則の検討を通じて、運動場設置規準の法制化の過程、あるいは規準に影響を及ぼした要因などが明らかにされてきた。^{注3)}しかし、福地らのように府県レベルでの運動場に関する問題を扱った研究となると、ほとんど触れられていないのが現状であって、この点において従来の先行研究のあり方が問われねばならないと言える。つまり、運動場研究に関しては、今後さらに地方の実情が加味されなければならないのである。

そこで本研究では、文部省と富山県から出された一連の学校建築規則を取り上げ、若干の検討を加えることにし、次の二点を明らかにしようと思う。すなわち、その一つは法令による文部省からの指導が行われる以前の富山県における運動場設置規準を明らかにすることであり、他の一つは、文部省から出された学校建築規則の中で明記された運動場設置規準と富山県が頒布した学校建築規則を比較し、県の運動場設置規準がどの程度、文部省

のそれに影響を受けていたかを浮き彫りにすることである。その際、特に留意されたのは、運動場面積とその方位の取り方である。これは、面積が運動教材の実施に直接関係するからであり、方位も衛生面との絡みが考えられるからである。

明治期に富山県が制定した学校建築に関する主な定めとしては、次のものがあげられる。

1. 明治6年 「新川県学事取調書」(新川県)
2. 明治9年 「新川県学規」(新川県)
3. 明治10年 「学校建築法心得」(石川県)
4. 明治11年 「校舎建築法心得要略」(石川県)
5. 明治17年 「小学校舎建築心得」(富山県達乙第14号)
6. 明治18年 「町村立小学校備設規則」(富山県達乙第331号)
7. 明治20年 「小学校施設規程」(富山県達第99号)
8. 明治25年 「小学校設備規則」(富山県令第21号)
9. 明治32年 「小学校設備規則」(富山県令第57号)
10. 明治35年 「小学校舎ノ建築ハ質朴堅牢ヲ旨トスヘキ様監督方」(富山県訓令第59号)
11. 明治36年 「小学校令施行細則」(富山県令第93号)
12. 明治40年 「小学校令施行細則」(富山県令第57号)
13. 明治42年 「小学校令施行細則中改正」(富山県令第13号)

このうち本論を展開するに当たっては、運動場に関係する諸規準を定めており、しかも学校建築「標準化」の時期(明治5—23年)までに制定された1, 2, 3, 5, 7の各々について検討を行うことにした。

また、明治期における富山県の行政領域はめまぐるしく変化しているが、ここでは一括して「富山県」と記すことにした。その概略は以下のとおりである。

明治4年の廃藩置県によって越中国のうち新川郡の一部と婦負郡、すなわち旧富山藩領は富山県となり、新川郡の残りと射水・砺波両郡は金沢県の一部となった。しかし、同年11月になって、新川・婦負・砺波の三郡で新川県が設置され、射水郡は、能登国四郡とともに新設された七尾県に所属した。そして、翌明治5年になると旧越中国全域(新川・婦負・射水・砺波)が新川県となったが、それも束の間のことで、明治9年には新川県が廃止され、その全域は石川県に属することになった。現在の行政領域で富山県の置県がなされたのは、明治16年5月からのことである(5:p.3)。

II. 学校建築「創始」の時期における運動場設置規準

明治5年の『学制』施行当初、文部省は、学校建築の様式について特定の基準を示さなかったが、明治7—8年にかけて、西洋の施設規則を翻訳紹介している。^{注4)}そして明治9—10年になると、小学校施設の標準化を計る大学区(第一大学区8:pp.23—26・第四大学区

9：pp. 87—89) が現われており、これら大学区の決議に促されてか、地方段階で学校建築法を統一する府県も出現している。明治10年の山梨県（10：pp. 135—136）、兵庫県（11：pp. 110—113）、長崎県（12：pp. 195—196）、明治11年の京都府（13：p. 134）などがその一例である。なかでも、山梨県の「学校建築ノ概略」は、細かな運動場設置規準を定めていたほか、当時すでに運動場の面積をも示しており、注目される学校建築規則であった；

「遊歩場ハ柵ヲ以テ之ヲ圍繞シ又其場中ニ柵ヲ設ケ男女ヲ区別スヘシ其広サハ生徒百名ニ二百坪位ノ割ニ設ケ土地ヲ平坦ニシ水氣ヲ除去シ樹木ヲ點綴及ヒ鞦韆跳躍互高低木馬等ノ運動器械ヲ具フヘキ位置ニ注意スヘシ」

1) 「新川県学事取調書」（明治6年）と「新川県公立小学校表」（明治8年）

富山県における学制の実施は、明治6年に始まり、その最初の教育計画が同年7月に文部省へ提出された「新川県学事取調書」（14：pp. 195—205）であった。当該取調書には、学区・経費・教則などが詳しく定められており、また県下小学校の設立当初における学校建築の様子も、当該取調書にて伺うことができた；

「学校新築ハ即チ今コレヲナサス寺院アルイハ適宜ノ屋宇等借上クヘシ……但学校營繕ノ分土地ノ情態ニヨリ有志輩募金ヲナシ新築セント請フモノハ其意ニ任ス且ツ之ヲ助ケテ漸次説諭シ学校築造ヨリ書器等完全ナランコトヲ期ス」

引用から察すると、当時富山県では学校開設が急務であり、校地や校舎の如何は問いていなかったようである。さしあたり、小学校の大半は、民家や寺院などを利用した借用校舎であったと想像されるが、これも後に、就学児童数の増加とともに、民家・寺院ではいよいよ隘狭をきたし、校舎を新たに築造する学校が現われてきている。この点を明治8年の「文部省第三年報」に掲載されている「新川県公立小学校表」から、校舎の利用状況を集計してみると、その結果は以下のとおりであった（15：pp. 817—831）；

旧民家借用校舎	184校
寺院借用校舎	57校
元櫓門借用校舎	1校
新築校舎（公有）	66校
旧民家校舎（公有）	3校
旧村倉（公有）	4校
旧官舎（公有）	3校
元病院（公有）	1校
不明	3校
合計	322校

民家借用校舎と寺院借用校舎を合わせると、その比率は74.84％に達しており、新築校舎は20.49％であった。校舎に民家および寺院が多く転用されたのは、当時全国的な風潮であ

って、小学校の規模が、それらで賄い得るほどの大きさであったことと、それが最も経費を要さない手近な施設であったためとされている（16：pp. 1087—1088）。

しかし、ここで注目しておきたいのは、新築校舎を含め校舎を公有していた小学校が、それでも全体の約24%を占めるに至っていたことである。これらの小学校の大半は、官有地の無償提供^{注5)}や地元住民の寄付などによって、校舎だけでなく校地をも有しており、その中で、いくつかの学校は建坪以外にまとまった余地空間を確保していたからである。

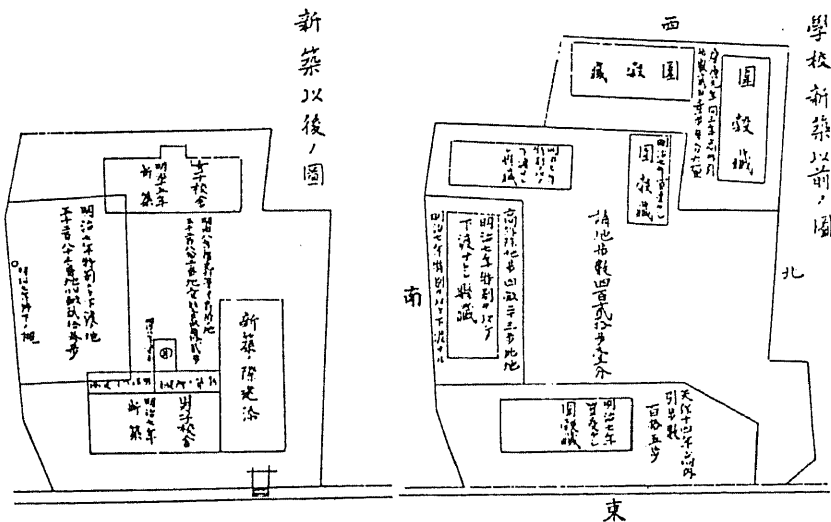
図一1は、明治7年4月に新築した立本小学校（現 西砺波郡福光小学校）の新築以前と以後の校地見取図（17：P. 4）である。校地面積はおよそ678坪あり、校舎は平屋建約100坪であった。しかも校舎が東側によっていることから、少なくとも450坪以上の余地空間が確保できたことになろう。問題とされるのは、この空間を学校側がどのような使い方をしていたかであるが、この点について次にあげる回顧録は、一つの示唆を与えてくれるものなので触れておきたい（18：p. 48）；

「……生徒は七組に分けられてその中に席長一人、副席長一人宛居りました先生は吉田五十穂先生一人でまず七人の席長にものを教えます……

学校で第一に与えられた運動器具はブランコでした。之が学校に使用されるようになったのは、伏木が港で多くの人が海上生活するのだからブランコに乗って揺れる事に馴れて居ればやがて船に乗っても酔わないという一つの訓練でありました……（堀田善九郎）」

引用は、富山県で最初に開校した伏木小学校（明治6年2月）の第一回入学生による回想である。ここに登場する教師吉田五十穂は、慶応義塾の卒業生であった人物である。ま

図一1 立本小学校新築以前と以後の校地経過



た、その在任期間は、明治6年2月から同年6月までであったことから、伏木小学校にブランコが設けられたのは、この5ヵ月間であったと推測される。このように、運動器具の県内導入は、以外と早い時期に行われており、校地内にまとまった余地空間を有する学校では、そこを児童の遊び場として利用していた可能性が見出されるのである。

しかし、可能性が認められるとしても、それが県内に普及していたかは、疑問視されねばならない。先の集計からも明らかなように、大多数の小学校の現実には、借地・借用校舎であって、従前の寺子屋・私塾などとほとんど変わらない様相を呈しており、遊び（＝運動）を行うための前提となる校地を有していなかったからである。つまり、可能性が見出される学校の存在とは、一部地域における校地を公有していた学校に限られていたと言わねばならないのであった。

2) 「新川県学規」(明治9年)と「学校建築法心得」(明治10年, 石川県)

大多数の寺小屋・私塾を基盤とした小学校の現実と一部地域における擬洋風の新築校の存在という学校施設の二重構造的な状況下にあつて県は、明治9年4月に「新川県学規」を制定頒布した。新川県学規は、211章からなる法規集であり、それまでの県教育関係法令の集大成をなすものと評価されている。(5:p.181)。また、この中には、県下で最初の学校建築規則と言える「学校造営之事」(第178—188章)が所収されており、ここでは、そのうち運動場に係わると思われる第179章と第182章について引用してみたい(19:p.53)；

「公立小学校 学区ノ制ニ因リ設立スルモノ ノ位置ハ学区ノ中央生徒通学スル至便ノ地ニアリテ土地干燥且広濶ニシテ……但シ校地ノ広サハ多寡ニ因テ之ヲ定ム例ヘハ小学校教場四個乃至六個ナルトキハ五百歩トス餘ハ推歩ス可シ」(第179章)

「建築ノ法ハ洋館ニ擬シ平家又ハ二層敷三層敷時ノ議定……教場ハ一教場ノ濶サ九坪乃至十二坪又十六坪ニシテ……」(第182章)

学規には、運動場について一言もなかった。しかし、視点を校地における校舎の配置に転ずると、ある一定の運動場用地を確保しうる可能性が認められる。ここで言うその可能性とは、「小学校教場四個乃至六個ナルトキハ五百歩トス餘ハ推歩ス可シ」や「建築ノ法ハ洋館ニ擬シ平家又ハ二層敷三層敷……」という校地面積の設定規準および層楼校舎認可規準に求められよう。

当時、校舎(主に擬洋風)^{注6)}は、その地の文明開化の象徴であったことから(2:p.112)、校地の真中に校舎をもってきた学校が多かったのではないかと思われる。この推測に、校地面積の設定規準と層楼校舎認可規準をあてはめて考え直すと、次のようになる。

500歩(坪)の校地面積に、4～6教室を含む校舎を中央に建てた場合、その周囲には余地空間が出来上がる。しかも、限られた校地内では、平屋の校舎を建てるよりも、2階・3階に充当した建坪分の面積だけ広く取られることになるわけである。^{注7)}

この余地空間の使い方に関しては、先述したように児童の遊戯場に充てられた可能性が

見出されるが、この点を補足する意味で次の見解を記しておきたい（2：p. 252）

「……わが国の学校において、最初にとられたものは遊び場であった。体操場ないし運動場に性格が変化するのは後のことである。ただ遊戯場といっても空地をあてるだけで、積極的に設計当初から予定して遊戯場を作ったものはなかった……。」

さて、明治5年以降、越中全体を管轄してきた新川県は、学規制定直後の4月18日に廃止され、石川県へと併合された。その年の文部省年報によれば、「越中ハ廃合以来日猶淺ク該地ノ事情ヲ図リテ現今旧県既定ノ則ヲ存用セリ。」（20：pp. 143—155）という記載がみられた。つまり、新川県学規で定められた諸規則は、石川県へと併合された後も橋渡的に用いられていたことになるが、学校建築に関して言及すれば、その期間は翌明治10年7月の「学校建築法心得」（2：pp. 902—903）までであった。当該建築法は、全8条からなる簡単な学校建築規則であるけれども、その第3条の校地選定条件には、運動場について定めた箇所があるので記しておきたい；

「位置ハ学区ノ中央ニシテ生徒通学ノ便ヲ得且土地高燥ニシテ人家ニ密接セス空気ノ流通スル所ヲ緊要トス

但校地ノ広狭ニ因リ余地アル時ハ西北ニ樹木ヲ種ヘ而シテ遊歩場ヲ設ケ体操器具ヲ備置スルヲ要ス」

ここでも運動場は、校舎の周囲にできる余地空間を当てることにより賄われており、また第4条の校舎建築規準では、「校舎和洋製各適宜タルヘシト雖モ平家ニ建築スルヲ宜シトス最モ人家稠密ノ地ニシテ止ムヲ得サル所ハ二階ヲ設クルモ妨ケナシ」と層楼校舎を認可している。以上のことから、新川県学規と同様に、当該建築規則でも運動場用地を拡張して確保することが可能であったわけであるが、同年に制定された山梨県の「学校建築ノ概略」と比較してみると、平坦な運動場地面、水分除去法、運動場面積の設定という主に運動場の面に関する規準において、少くなくならず不完全なものであったと言わざるを得なかった。

III. 学校建築「標準化」の時期における運動場設置規準

『学制』、『教育令』、『改正教育令』と一連の教育政策が推し進められてゆくなかで、文部省は、各府県での教育政策が一段落した明治15年に、全国の学務課長・県立学校長らを同時に東京へ招集して「学事諮問会」（11月21日—12月5日）を開催した。この会は、改正教育令の施行状況とそこでの問題点を諮問聴取し、合わせて文部省側からその政策方針を説明するために開かれたものであり、わが国で最初の全国的教育会議であったとされている（22：pp. 1—31）。

また、この席上で文部省の方針を説明するために配布された資料が、いわゆる「文部省示論^{注8)}」と呼ばれるものであって、学校建築に関しても「小学校ノ建築」という項目で文部

省の見解が示されている。(22：pp. 47—119)。この「小学校ノ建築」では、前文を除き22項目に及ぶ学校建築規準が提示されており、配布後多くの府県がこれらの規準を勘案して学校建築規則を制定したとされている。(3：p. 269, 4：p. 25)。

一方、石川県からは、この会議に石橋 奎（学務課長代理）、内山行貫（学務課員）、長尾 含（金澤師範学校長心得）らの3名が出席しており、11月29日に諮問事項を報告している(22：pp. 35—46)。注目すべきは、出席者の一人である石橋奎が、明治16年5月の富山県置県に際し、石川県学務課員から富山県学務課員（五等属）へと転属していたことである(23)。先で触れたように、明治16年の置県後に出された最初の学校建築規則は、明治17年1月に制定された「小学校舎建築心得」であり、「文部省示諭」配布後、1年弱の時間経過であることや、その草案に携わる学務課員に「学事諮問会」の出席者がいたことなどを考えあわせると、その内容は、少なからず「小学校ノ建築」に影響されていたとみなすべきであろう。

1) 「小学校舎建築心得」（明治17年）の検討

「小学校舎建築心得」（県達第14号24：pp. 309—318）は、法的な手続きを経た学校建築規則であるが、“心得”という言葉が示すように、あくまで試案の域を脱し得ることはなかったと想像される。しかし、内容は全24項目から成立ち、学校の規模に応じた校舎の平面図と校舎を含めた全体的見取図とが付されており、当時の学校建築の様子を伺う上で貴重な史料と言える。

表一は、その「小学校舎建築心得」と文部省の「小学校ノ建築」を比較する目的で作成したものであるが、これによると、両建築規則とも運動場の記載内容は地面に関するものであった。「小学校ノ建築」において提示されたそれをみると、次のように定められている；

「体操場及遊戯場モ亦男女ノ区域ヲ別ニシ且砂等ヲ敷キ平坦ニシテ且乾燥ナラシムヘシ
遊戯場中夏季日光ノ烈シキ所ニハ落葉樹ヲ植エ且ツ場中或ハソノ近傍ニ危険ノ場所アレハ堅固ナル墻垣ヲ設クヘシ」（傍点、引用者）

これらの定めは、運動設備の設置義務が除かれているものの、従前からの運動場設置規準がほぼ踏襲されていたことを示すものである(3：p. 269)。これに対し、「小学校舎建築心得」では、男女の区域の別、危険な場所への墻垣設置が除かれていた；

「学校ノ周囲ハ墻垣或ハ木柵等ヲ回ラシ・・・敷地ノ周囲ハ樹木ヲ植栽シ夏ハ清涼ノ氣ヲ招キ冬ハ風雪ヲ凌クニ便ニスヘシ

体操場遊戯場ハ平坦ニシテ乾燥ナラシムヘシ」（傍点、引用者）

また、ここで注目されるのは、先の「学校建築法心得」（石川県、明治10年）の中で、「遊歩場」と記されていた運動場の名称が、「体操場」と「遊戯場」とに並記されていることである。わが国に導入された西洋の身体訓練が普及発展するとともに、運動場の名称は「遊戯場」→「体操場」→「運動場」へと変遷していくが、この2つの学校建築規則の制定さ

富山県における運動場設置規準に関する史的考察

表一 小学校ノ建築（文部省）と小学校舎建築心得（富山県）の比較

明治15年12月	小学校ノ建築	明治17年1月	小学校舎建築心得
	条 文		条 文
1.	小学校ノ敷地ハ学区内児童ノ通学ニ便ニシテ空気ノ流通好ク太陽ノ光線ヲ十分ニ受ケ而シテ喧雜不潔危険ノ場所及卑湿ノ土地ヲ避クルヲ要ス	第1項	学校ノ敷地ハ児童ノ通学ニシテ且ツ高燥静閑ナル土地ヲ選挙スヘシ
1.	敷地ノ項広袤ハ現ニ就学スル児童ハ勿論・・・校舎其他体操場遊戯場等ヲ認クルヲ要ス・・・基地形ハ長方形ニシテ児童一人ニ二均半ヲ下ラササルヲ可トス…………	第3項	敷地ノ形ハ長方形ニシテ其広袤ハ児童一人ニ付凡ソ二坪半ヲ下ラサルヘシ但児童百人ニ滿タサル学校ノ敷地ハ本文ノ比例ヨリ殊ニ広キヲ要ス
1.	敷地ノ方位ハ各地ノ気候及衛生上ニ注意シテ定ム減シト雖モ大概東南若シクハ南方ニ面スルヲ可トス		
1.	敷地ノ広袤十分ナル学校ニ在テハ其校舎ハ平屋ニ構造・・・敷地狹隘ナルトキハ二階ヲ設クルコトアルヘシ	第6項	学校ハ可成平屋ニ構造スヘシ若シ二階ヲ設クルアルモ幼年児童ノ教場并ニ扣場ハ必ス階下ニ於テスヘシ
		第11項	教場ノ窓ハ其総面積教場ノ平面積五分ノ一・・・牀面ヲ距ル凡三尺五寸・・・方浪ハ可成東南又南方ニ於テスルヲ要ス
1.	体操場及遊戯場モ亦男女ノ区域ヲ別ニシ且砂等ヲ敷キ平坦ニシテ且乾燥ナラシム	第23項	体操場遊戯場ハ平坦ニシテ乾燥ナラシムヘシ
1.	遊戯場中夏季日光ノ烈シキ所ニハ落葉樹ヲ植エ且ツ場中或ハ其近傍ニ危険ノ場所アレハ堅固ナル墻垣ヲ設クヘシ	第22項 第21項	敷地ノ周囲ハ樹木ヲ植栽シ夏ハ清涼ノ氣ヲ招キ冬ハ風雪ヲ凌クニ便ニスヘシ 学校ノ周囲ハ墻塼或ハ木柵ヲ回ラシ前面ニハ必ス校門ヲ設クヘシ

れた時期は、いわば「遊戯場」から「体操場」へと転換する過渡期に当たっていたと見取れるのである。これは体操が、明治12年公布の『教育令』で再び学科目に加えられ、14年の「小学校教則綱領」において学科課程表を示すに至り、その実効を持つようになったためと言われている（25：p.130）。つまり、正課として体操が課されたことにより、従来息抜きの「場」としての遊戯場は、体操場の性格が強まる結果になったわけである。

さて、このように運動を実施する場が、国によって保障されてくると、次にどの程度の広さをそれに充当するかが、問題にされてくるのではなかろうか。この点については、2つの学校建築規則とも運動場そのものの広さについて触れていないが、「校地」面積及び「校舎」についての規準を明記してあるので、先と同様にある一定の運動場用地を確保しうる可能性が認められる。すなわち、「小学校ノ建築」では、校地を「敷地ノ広袤ハ……校舎其

他体操場遊戯場等ヲ設クルニ足ルヲ要ス而シテ其他形ハ長方形ニシテ児童一人ニ二坪半ヲ下ラサルヲ可トス……」(22：p. 56)と定め、運動場を校地「内」に設ける方針をとっている。そのうえで校舎は、「敷地ノ広袤十分ナル学校ニ在リテハ其校舎ハ平屋ニ構造スルヲ便ナリトス敷地狹隘ナルトキハ二階ヲ設クルコトアルヘシ……」(22：p. 57)と層楼校舎を認可している。この2つの規準から谷釜は、運動場用地の確保が可能であったことを「運動場の定型化の要因」の中で次のように述べている(2：p. 270)：

「長方形の児童一人当たり2坪半を下らない広さの校地の一方の端に沿って方形状の校舎を建てれば、運動場用地の形状は方形となり、最も合理的な運動空間の確保が可能となるばかりでなく、校舎を2階建にすればより広い運動場用地が確保されることになる訳である。」

富山県の「小学校舎建築心得」の場合、校地「内」運動場の方針は条文化されてはいない。しかし、添付された見取図を見ると体操場・遊戯場は、校地「内」に設けられており(図一参照)、また「校地」の地形及び面積の取り方、「平屋」を原則とし、「二階」建を可とする校舎構造の点で「小学校ノ建築」と同様であった。けれども、上述の谷釜が言う、「校地の一方の端に沿って方形状の校舎を建てる」ような積極的な運動場用地の確保はなされておらず、校舎は依然、校地の中央に建てられ、運動場は校地の $\frac{1}{2}$ 程度に留められている。このことは、運動場設置に際して、その用地の確保が十分になされていないことを物語るが、この点を解するために当時の体操科教授内容について述べておきたい。明治14年の「小学校教則綱領」中、体操に関する条項は、以下のように規定されている(26：pp. 252—257)：

「体操、初等科ノ初ハ適宜ノ遊戯ヲ以テ之ニ充テ漸次徒手運動ニ及フヘシ中等科及高等科ニ至テハ兼テ器械運動ヲナサシムヘシ」

当該通達を受け、県では明治14年8月に「石川県小学校教則」を制定しており、教則中の諸科教授要旨によれば、「体操一初等科ニ於テハ、遊戯・徒手運動ヲ授ケ、中等科及高等科ニ於テハ器械運動ヲナサシムヘシ……」(14：pp. 357—363)と示されていた。以上2つの引用から明らかなように、実施されていた運動は1・2年で遊戯、3・4・5年で徒手運動、6・7・8年では器械運動であったとまとめられ、いずれの運動もまとまった面積を前提とする教材ではなかったことがわかる。したがって、この方面から積極的な運動場用地の確保の必要はなく、また、その要求も出ることはなかったと考えられるのである。^{注9)}

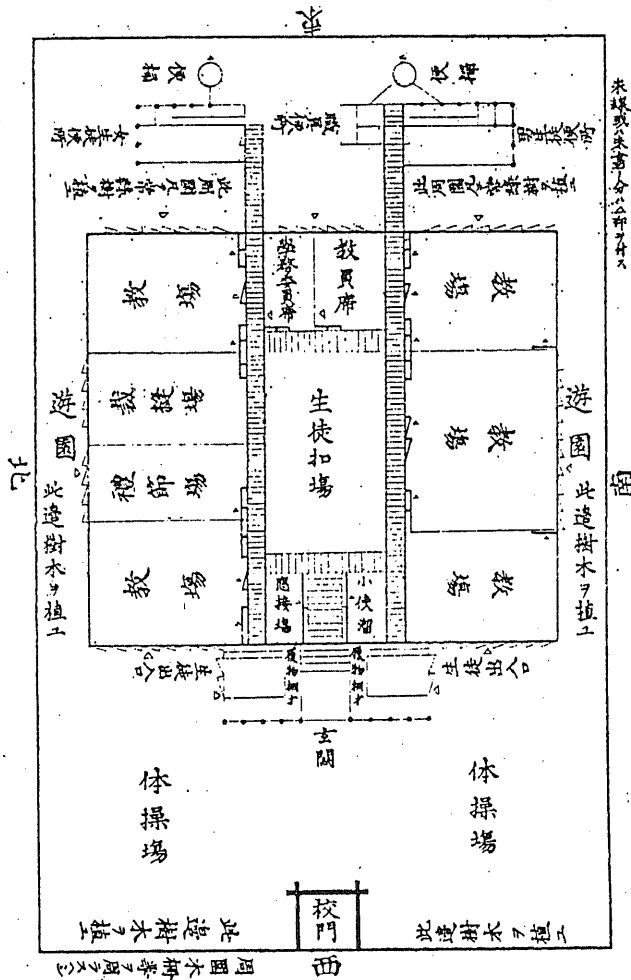
一方、規準として校地「内」運動場の方針と校地の「絶対面積」を設定したことは、そのまま運動場面積の上限をも決定する結果となった。しかも、その広さは日照・通風といった衛生面での配慮を必要とする程度のものであったと想像でき、ここに運動場の方位を規定すべき必要性が見出される。運動場の方位については、両学校建築規則とも特に定めていないが、「小学校ノ建築」には次のような規準が掲げられており、仮りに校舎と運動場に対する日照や通風などを考慮に入れたならば、運動場は東南もしくは南方に取られるの

が最良となつてこよう^{注10)} (3: p. 270);

「敷地ノ方位ハ各地ノ気候及衛生上ニ注意シテ定ムヘシト雖モ大概東南若シクハ南方ニ面スルヲ可トス」

「小学校舎建築心得」では、上述した校地の衛生的方位についても定められておらず、ただ採光のための窓の位置を「東南又南方」に取るよう指示しているだけであった。しかし、そのためには窓の前面にある程度の余地が必要であることは言うまでもなく、見取図では、そこを「遊園」として確保してある(図-1参)。また、「体操場」は校舎の西方に位置しているが、これは「小学校ノ建築」における校地の衛生的方位に準拠した運動場の取り方であった。すなわち、この規準に従って運動場の方位を割り出すと、長方形の一長辺が東南にかかるよう校地を取ったならば、より広い余地空間は、北東および南西に取られることになり、南方の場合では東と西になるからである。ゆえに、見取図での「体操場」

図-2 「小学校舎建築心得」(明治17年)所収の「校舎建築図面」



の取り方は、東南もしくは南方でないにしても気候・衛生両面の配慮にかなった配置であったことになるわけである。

2) 「小学校施設規程」(明治20年)の検討

明治19年4月、『小学校令』が公布され、これにより小学校は原則として、尋常小学校と高等小学校とに別けられた。体操は、この新制度において、その教科を随意科目へと改めたばかりでなく、内容的にも14年の「小学校教則綱領」のような曖昧な態度は取らず、より充実した教科へと発展させていた(1: pp. 25)。すなわち、明治19年5月に発せられた「学科及其程度」には、唱歌と合わせて尋常小学校で6時間、高等小学校では週5時間の授業時間が割り当てられており、教科内容も、「体操ハ幼年ノ児童ニハ遊戯、稍長シタル生徒ニハ軽体操、男児ニハ隊列運動ヲ交フ」(6: pp. 38—41)と規定している。

一方、小学校令を受けた富山県では、県内の実情に即応した細則を編成する必要に迫られた。「小学校施設規程」(県達第99号27: pp. 40—53)も明治20年2月の制定頒布であることから、その一つであったわけであるが、表-2に示すように、各規準は先の「小学校舎建築心得」と大差のないものであった。ただ、その中で校地「内」運動場の方針を条文化したことは、評価されてよい補足であろう；

「敷地ノ広袤ハ就学児童ノ数ニ応シ校舎其他運動場遊戯場等ヲ設クルニ足ヲ要ス其地形ハ長方形ニシテ児童一人ニ付二坪半ヲ下ラサルヘシ」

次に注目されるのは、本規程の第14項に屋内運動施設の設置とその構造を詳細な規準で示した点にある。これは、本題から外れる内容であるが、明治20年の時期に規準化されていたことを考えると、記すべき事柄と言えるので触れておきたい；

「体操場(体操ヲ教ユル学校ヲ云フ)ハ可成別棟又ハ校舎内ニ設クヘシ而シテ其構造ハ周窓ヲ穿チテ空気ノ流通ヲ好クシ且場内ニ器械架ヲ設ケ体操用具ヲ列スルノ準備ヲナスヘシ尤モ牀ヲ設クルトキハ牀板ハ一層丈夫ナル様注意スヘシ」

文部省から出された明治24年の「小学校設備準則」には、この施設について述べられた箇所はなく、28年の「学校建築図説明及設計大要」において初めて、「校舎ノ敷地ハ生徒一人ニ付二坪以上ナルヘシ但宿舍・食堂・教員住宅・雨中体操場ニ要スル敷地ハ本文以外トス」(28: p. 5)と“雨中体操場”なる言葉が現れてくる。したがって、この頃からようやく一般化が始まったとみられよう。しかし、それに係る具体的な説明や建築図は示されておらず、規準として条文化されたのは、明治32年の「小学校設備準則」からであった。このように、富山県が中央よりも10年以上早く、この施設の設置を規準化できたのは、冬期戸外で運動し難い寒冷地という気候条件が、大きく起因していたと推察されるところである。

以上が、本規程の主な改正点なのであるが、不可解なのは、隊列運動実施にともなう校地および運動場の規準に変化がみられなかったことである。上述したとおり、小学校令で

富山県における運動場設置規程に関する史的考察

表一 小学校舎建築心得（富山県）と小学校施設規程（富山県）の比較

明治17年1月 小学校舎建築心得（県達乙第14号）		明治20年2月 小学校施設規程（県達第99号）	
	条 文		条 文
第1項	学校ノ敷地ハ兒童ノ通学ニ便ニシテ且ツ高燥清閑ナル土地ヲ選挙スヘシ	第1項	敷地ハ兒童ノ通学ニ便ニシテ且ツ高燥清閑ナル土地ヲ選フヘク喧雜不潔危険ノ場所及ビ卑濕ノ土地ハ避クルヲ要ス
第2項	学校ノ建築ハ兒童修業ノ便ヲ主トシ且ツ素朴ニシテ堅牢ナルヘシ	第4項	校舎ハ教室（裁縫及礼節ヲ…）職員席生徒御所小使留両便所等ヲ設クヘシ其構造ハ素朴ニシテ堅牢ナルヘシ
第4項	学校ノ建築ハ教場礼節場・・・		
第3項	敷地ノ形ハ長方形ニシテ其項広狭表ハ兒童壹人ニ付凡ソ二坪半ヲ下ラサルヘシ但兒童百人ニ滿タサル学校ノ敷地ハ本文ノ比例ヨリ殊ニ廣キヲ要ス	第2項	敷地ノ広狭ハ就学兒童ノ数ニ応シ校舎其他運動場遊戯場等ヲ設クルニ足ルヲ要ス其地形ハ長方形ニシテ兒童一人ニ付二坪半ヲ下ラサルヘシ
		第3項	農業科ヲ設クル学校ニアツテハ敷地ニ接続シタル場所ニ於テ・・・
第5項	校舎ノ広狭ハ学齡百人ニ付キ凡ソ八十人以上ノ生徒ヲ容ルヘキ・・・	第5項	校舎ノ幅員ハ現今就学スル処ノ兒童ハ勿論将来就学スヘシ兒童ノ数ヲモ予算シ造営スヘシ・・・
第6項	学校ハ可成平屋ニ構造スヘシ若シ二階ヲ設クルアルモ幼年兒童ノ教場并ニ扣場ハ必ス階下ニ於テスヘシ	第6項	校舎ハ可成平屋建ニ構造スヘシ其敷地ノ広狭狭マクシテ二階ヲ設クルコトアルモ幼年兒童ノ教室並ニ生徒御所ハ階下ニ於テ設クルヲ可トス
第7項	数教場ヲ設クル学校ニ在リテハ教場外ニ幅三尺以上ノ廊下ヲ設ケ・・・	第15項	教室數個ヲ設クル学校ニ在リテハ教室外ニ幅四尺以上ノ廊下ヲ・・・
第8項	一教場ニ入ルヘキ兒童ノ數ハ凡五十人ヲ超ニヘカラス・・・兒童一人ニ付三尺平方又天井ノ高サハ低クトモ八尺ヨリ下ラサルヘシ	第7項	一教室（分級教室…）ニ入ルヘキ兒童ノ數ハ八十人ヲ最多トス其幅員ハ兒童一人ニ付三尺平方・・・天井ノ高サハ低クトモ八尺ニ下ラサルヘシ
第9項	各教場ハ長方形・・・幅四間長サ五間ニ過キサルヘシ	第8項	前項ノ教室ハ長方形ニシテ其長サ六間ニ過キサルヲ可トス
第10項	教場ノ壁ハ鼠色等反射ノ少ナキモノヲ用ヒ且牀面ヨリ三尺五寸・・・	第9項	教室ノ壁ハ日光ノ射入スル所ハ鼠色等・・・
第11項	教場ノ窓ハ其総面積教場ノ平面積五分ノ一以上ヲ度トシ・・・其方位ハ可成東南又南方ニ於テスルヲ要ス	第10項	教室ノ窓ハ総面積教室ノ平面積六分ノ一以上ヲ度トシ・・・其方位ハ可成東南若クハ南方ニ於テ教室ノ側面ヨリ光線ヲ射入スル様ニ設クヘシ・・・
第12項	教場ハ一教場毎ニ壁或ハ・・・間仕切ヲナスモ亦便ナリトス	第11項	教室ハ一教室毎ニ壁或ハ板戸ヲ以テ間仕切ヲナスヘシ・・・
第13項	裁縫場ニハ必ス畳ヲ敷クヘシ礼節場ハ・・・	第13項	裁縫場礼節場ハ畳ヲ用ヒ而シテ・・・
第14項	二階ヲ設クル学校ニ於テハ階梯ハ式ケ處ヲ設ケ・・・其横幅ハ四尺以上・・・	第16項	二階ヲ設クル学校ニ於テハ階梯ハ必ス干並ニ裏板ヲ・・・
第15項	生徒扣場ハ四周ニ戸柵ヲ設ケ幅及行厨等ヲ納ルノ便ヲ計ルヘシ	第17項	生徒扣所ハ周囲ニ幅及外套掛ヲ設ケ・・・
第16項	兒童出入口ハ可成男女ヲ別ニシ必ス履物傘置台ヲ設クヘシ	第18項	徒出入口ハ男女ヲ別ニシ・・・
第17項	便所ハ固ヨリ男女ヲ別ニシ生徒百人ニ付凡三箇以上設クヘシ	第19項	便所ハ固ヨリ男女ヲ別ニシ生徒百人ニ付凡三箇以上設クヘシ
第18項	便所ノ位置ハ可成校舎ヲ離レ北方ニ於テ之ヲ造営スヘシ・・・	第20項	便所ノ位置ハ可成校舎ヲ離レ且北方ニ於テ之ヲ造営スヘシ
第19項	便所ノ周囲ニハ必ス常緑樹ヲ植ヘ・・・	第21項	便所ノ周囲ニハ必ス常緑樹ヲ植ヘ・・・
第20項	学校ニハ生徒出入口ノ外必ス玄関ヲ設クヘシ・・・	第22項	生徒出入口ノ外玄関ヲ設クルヲ要ス

第21項	学校ノ周囲ハ塙垣或ハ木柵等ヲ・・・校門ヲ設ク	第23項	学校ノ周囲ハ塙垣・・・
第22項	敷地ニ周囲ハ樹木ヲ植栽シ夏ハ清涼ノ氣ヲ招キ冬ハ風雪ヲ凌クニ便ニスヘシ	第24項	敷地ノ周囲ニハ常緑樹ヲ植ヘ夏ハ・・・
第23項	体操場遊戯場ハ平坦ニシテ乾燥ナラシムヘシ	第25項	運動場遊戯場ハ平坦ニシテ且乾燥ナラシムヘシ而シテ近傍ニ危険ノ場所アルトキハ必ス堅牢ナル塙垣ヲ設クヘシ
		第12項	教室ノ窓及板戸ハ其開閉ヲ便ニシ空氣ノ流通ヲ便ニシ寒風ノ侵入ヲ防ク等環テ衛生上ニ注意センコトヲ要ス
		第14条	体操場（体操ヲ教エル学校ヲ云フ）ハ可成別棟又ハ校舎内ニ設クヘシ而シテ其構造ハ周囲窓ヲ穿チテ空氣ノ流通ヲ好クシ且場内ニ器械架を設ケ体操用具ヲ列スルノ準備ヲナスヘシ尤モ牀板ハ一層丈夫ナル様注意スヘシ
第24項	学校建築伺書式ヲ定ムル左ノ如シ・・・	第10条	既ニ設置シタル小学校ニシテ新ニ校舎ヲ建築セントスルモノハ・・・基キ左ノ書式ニ拠リ伺出ヘシ。

は、新たに課した内容に隊列運動があげられるが、隊列運動は、移動運動を主体とした教材であるため、平坦で、かなりの面積を必要としていたのである（29：p. 77）；

「……森の兵式体操構想、特に小学校のそれは一挙に実現したわけではない。兵式体操にはまず平坦な、かなりの面積の校庭又は屋外運動場を必要とするが、それを設備することは容易なことではなかった。……」

そこでこの小学校令を受けとった府県当局のうちにはまず高等小学校から手をつける措置をとったところがある……。」

富山県の場合も、引用と同様に隊列運動（＝兵式体操^{注11)}）の実施を、まず高等小学校から着手していた（明治19年12月）。続いて、21年4月に県令第61号をもって兵式体操と改称し、合わせて尋常小学校の課程に組み入れている（14：pp. 390—393, 5：pp. 324—330）。つまり、一方では隊列運動の導入を初めとする体育の奨励を計り、他方では、運動場の整備^{注12)}に関して従来通りの規準を講ずるといふ措置が取られていたのである。

このように富山県が、教科上の必要にもかかわらず、施設整備の拡充に乗り出せなかった最大の原因は、当時の市町村教育財政の困窮にあったようである。この頃の富山県は、米価が極めて低く農家は困窮し、農村経済の悪化は諸物価全般の高騰を呼んでいた。それが尋常小学校の授業料滞納化を引き起こし、学校の維持を危機にさらしていたのである（5：p. 286）。

この点の事情をもう少し探るため、富山県置県から改正小学校令公布（明治16—23年）までの公立小学校の総数をまとめてみたのが、表—3である。これによると、明治19年に453校あった尋常小学校が、翌20年には199校に削減されており、さらに21年には99校に激減していたことがわかる。また、町村の区域を超えて広域に新設された高等小学校でさえも、明治21年には過半数を割っていた状況であった。このように、教育財政難から廃校す

表-3 富山県公立小学校設置状況（明治16—23年）

年 度	高 等 科	尋 常 科	簡 易 科	合 計
明治16	—	—	—	439
17	—	—	—	443
18	—	—	—	547
19	36	453	—	489
20	25	199	451	675
21	12	99	443	554
22	13	104	446	563
23	12	110	411	533

注) 資料は「文部省年報」（明治16—23年）による

る学校が続発していた時期にあつて、さらに市町村および各小学校の財政を圧迫する運動場用地の拡張は、到底考えもつかない問題であつたとみなすべきであろう。

したがって、「小学校施設規程」の内容は、結果的に、前回の「小学校舎建築心得」と大差のないものであり、3年の間に生じた不備を修正・補足した学校建築規則であつたと言わざるを得ないのである。

IV. 結語

本研究の問題設定は、富山県における小学校運動場設置規準が、どのような経緯をもつて整備されてきたのかを、文部省と富山県から出された学校建築規則の比較検討を中心として、明らかにしようとするものであつた。

本研究で対象とした、明治6年から23年（法令による文部省からの指導が行われる以前）までの間に制定された6例について検討した結果は、以下のとおりである。

- 1) 明治6年に、文部省へ提出された「新川県学取調書」では、県下小学校の設立当初の様子が伺えた。それによると、小学校の大半は、民家や寺院などを利用した借地・借用校舎であつて、運動場を設置するのに前提となる「校地」の確保さえできていなかった状態であつた。
- 2) しかし、明治8年頃になると、校地を公有する新築校の数がしだいに増加してきており、その中で建坪以外にまとまった余地空間をもつ学校や運動器具を設置していた学校の存在が認められた。これらの事例から、校地内にまとまった余地空間を確保できる小学校では、そこを児童の遊戯場（＝運動場）として利用していた可能性が見出された。
- 3) 明治9年の「新川県学規」には、富山県で最初の学校建築規則である「学校造営之事」が、所収されていた。内容は、運動場に関して一言も触れられていなかったが、

校地面積の設定規準および層楼校舎（2階・3階建）認可規準が定められていたことから、より広い余地空間（＝運動場用地）の確保が、可能であったと判断された。

- 4) 富山県において、運動場設置規準が最初に条文化されたのは、明治10年の「学校建築法心得」（石川県制定）からであった。しかし、その内容は先の「新川県学規」と変わりなく、また同年に、他府県から出された運動場設置規準と比較しても、その記述は少なからず不完全なものであった。
- 5) 明治17年の「小学校舎建築心得」は、文部省示諭における「小学校ノ建築」（明治15年）の内容を、ほぼ踏襲したものであったと判断された。
- 6) 明治20年の「小学校施設規程」は、先の「小学校舎建築心得」と結果的に、大差のないものであり、3年間に生じた不備を修正・補足した程度の内容であった。したがって、当該規程は、「小学校ノ建築」の内容をさらに踏襲した学校建築規則であったと言える。

以上のように、富山県における運動場設置規準の経緯は要約されよう。しかし、これまでの検討は、学校建築規則の中にもり込まれていた運動場設置規準に主眼を置いたものであり、その点に関する一地方の大まかな史料を示したにすぎないものであった。運動場は、「校地」という絶対面積に大きく左右されており、校舎の増改築や校地拡張に際して、必ずや影響を受けざるを得なかった。したがって、この点において、各小学校の事例と、それに係る地方教育財政上の問題が考慮されなければならないと言えよう。

これら、残された問題点については、筆者の今後の課題とし、別稿に委ねたい。

注記

注1) 小学校の運動場を、学校建築全体の中で捉えようとするならば、その法制化の過程は、学校建築史の区分が適用されねばならない。したがって、法令による文部省からの指導が行われる明治24年の「小学校設備準則」の制定を境にして、運動場の「標準化」の時期（明治5—23年）と「定型化」の時期（明治24—32年）とに区分されることになろう（16：pp. 1086—1108）。

また、本研究では、「標準化」の時期をさらに、教育史の時代区分に従って便宜上、『学制』公布の明治5年から『教育令』公布の明治12年までを、学校建築「創始」の時期として、別に区分した（2：p. 107）。

注2) 運動場という名称が定着したのは、明治40年以降のことである。明治初年代から10年代にかけては、「遊園」、「遊歩場」および「遊戯場」という名称で呼ばれ、20年代から30年代にかけては、「体操場」という表記が使用されていた（25：pp. 130—134）。本研究ではそれらの名称はすべて「屋外運動場」を指しているため、それを「運動場」と略称し、一括して取り扱った。

注3) 運動場を歴史的に考慮した代表的な先行研究としては、次の3点があげられよう。

- 1) 梅根 悟：「運動場の歴史」(20)
- 2) 青木正男：「運動場の史的考察」(2)
- 3) 谷釜了正：「運動場の定型化の要因」(3)

注4) 谷釜によれば、翻訳紹介された西洋の学校建築規則とは、次の文献によるものであった（3：p. 267）。

- 1) 「英国小学校建築規則」(明治7)
 - 2) 「学校建築及ヒ教員ノ事ニ米國教育日誌抄訳」(明治7)
 - 3) 「学校通論」(米國ウィッカーズハイム原著・箕作麟祥訳, 明治7年刊)
 - 4) 「小学校新築ノ論ニ独乙教育書摘書」(明治8年)
- 注5) 校舎利用に関して文部省は、明治6年に廃藩後の陣屋・官有土蔵などを無償で払い下げよう指令し、明治7年には、太政官達で官有地などがあれば小学校へ五百歩以内の敷地は無償提供するよう指示している。
- 富山県で、この指示により校地校舎を得た学校は、現在の出町(砺波市)・福光・岩瀬・井波・福野・石動・大町(魚津)小学校等である(30:p.327)。
- 注6) 富山県では、同じ擬洋風の学校を建築するにも種々の思惑が働いていたようである(31:pp.90-91)。
- 「・・・永遠保護ノ学資ヲ積マス一時ノ觀美ヲ粧フカ如シト雖モ該地文化開ケス、此ヲ以テ人ノ耳目ヲ一新シ永世不朽ニ存スルヲ示スニ非レハ、従来学校ノ設ケナキヲ以テ人皆習字ニ安着シ曾テ向学ノ氣ヲ暢達スル能ハス」
- 注7) この点に関して谷釜は、第一大学区と第四大学区の教育議会において、決議された学校建築規程にもり込まれている層楼校舎認可規準を使って、論理の展開を行っている(3:p.268)。
- 注8) 本論で述べたように、「文部省示諭」とは、明治15年11月21日から12月5日にかけて文部省が開催した「学事諮問会」の席上で配布された資料のことである。したがって、その資料的意義は「学事諮問会」の持つ歴史的意義と「文部省示諭」の内容とに求められねばならない。この問題については、佐藤秀夫著；「1882(明治15)年の学事諮問会と『文部省示諭』とに関する研究」(22)の中で扱われているので参照されたい。
- 注9) 谷釜は、当時のように「体操」に対して十分な理解を示し得なかった段階では、校地面積規準をみたく学校用地の確保を市町村教育財政に期待し得たとしても、運動場用地確保の論理は十分に運動場設置に際して適応されていなかったと述べている(3:p.270)。
- 注10) 運動場の方位に関しては、明治25年に文部省からだされた「小学校建築図案」において初めて、「体操場ハ其位置ヲ成ルヘク敷地ノ南ニ設ク」(32:備考)と定められ、さらに28年の「学校建築図説明及設計大要」に、「体操場ハ成ルヘク敷地ノ南方又ハ東方ノ位置ヲ通ムヘシ」(28:総説)と示されていた。
- 注11) 文部省は、「隊列運動」を明治21年1月の省令第2号をもって、「兵式体操」と改称している(6:p.44)。
- 注12) 富山県では、体育の奨励策として兵式体操採用と表裏の関係にあった洋服着用について定めており、その主意文には、明らかに兵式体操実施のために、洋服の改良が必要であることが述べられている(明治20年5月, 訓令第84号, 33:pp.589-591)；
- 「小学校生徒ハ平常椅卓駢列ノ間アリテ各種ノ学業ヲ受ケ或ハ体操科ヲ修ムル等、常ニ其衣帯ヲ輕便ニスルハ最モ緊要ノ儀ニ有之殊ニ高等小学校ニ在リテハ隊列運動ヲ課スヘキ規則ナレハ従来ノ如ク長袖袴ニテハ到底其ノ業ヲ修ムルコトノ止ムヘカラサルノ時機ニ際セリ……」
- また、この頃から兵式体操奨励のために、大規模な「体操奨励試業会」や「比較試験会」なるものが実施されている。一例として、次の記事をあげておきたい(14:p.429)；
- 「明治20年6月兵式体操奨励ノ為メ富山地方小学生徒三千三百二十七人ヲ師範学校ニ招集シ神通河原ニ於テ大ニ体操奨励試業会ヲ施行シ優等ノモノ三一八十八人ニ対シ県庁ヨリ各賞品ヲ附興シタリ」

付 記

この研究を行うに当って、(財)富山県教育記念館資料部の方々および本学教育学部 西川友之助教授より資料の面で貴重な御教示を賜ったことを記し、ここに深く謝意を表します。

引用・参考文献

- (1) 岸野雄三他；「近代日本学校体育史」，東洋館出版社，昭和34年7月。
- (2) 青木正男；「小学校の建築計画概観」，吉武泰水（編），建築計画学 学校Ⅰ，丸善，1976年。
- (3) 谷釜了正；「運動場の定型化の要因」，体育学研究 第23巻4号，昭和55年3月。
- (4) 福地豊樹他；「明治期における群馬県下の小学校屋外運動場設置規準に関する史的考察」，群馬大学教育学部紀要 芸術技術編 第17巻，1981年。
- (5) 富山県教育史編さん委員会編；「富山県教育史上巻」，富山県教育委員会，昭和46年3月。
- (6) 教育史編纂会篇；「明治以降教育制度発達史(3)」，龍吟社，昭和13年9月。
- (7) 教育史編纂会篇；「明治以降教育制度発達史(4)」，龍吟社，昭和13年9月。
- (8) 「第一大学区府県教育会議」，教育雑誌6（附録），「学校建築法ノ議」。
- (9) 「第四大学区府県教育会議」，教育雑誌36（附録），「学校建築法」。
- (10) 「山梨県年報」，文部省第五年報（明治10年），宣文堂，復刻再版，昭和41年2月。
- (11) 「兵庫県立公立小学校建築法」（明治10年），菅原誠，日本学校建築史，文教ニュース社，昭和48年8月。
- (12) 「校舎建築案」（明治10年），尾形裕康，学制実施経緯の研究，校倉書房，昭和38年。
- (13) 「小学校建築法概略書」（明治11年），京都府立総合資料館（編），京都府百年の資料5（教育），京都府，昭和47年3月。
- (14) 富山県編；「行啓記念教育一斑」，富山県庁，大正2年9月。
- (15) 「新川県公立小学校表」，文部省第3年報 第2冊（明治8年），宣文堂，復刻再版，昭和40年1月。
- (16) 佐藤秀夫；「教育実態の改編状況 その六 小学校の施設」国立教育研究所（編），近代日本教育百年史3，（財）教育研究振興会，1974年3月。
- (17) 福光小学校誌編纂委員会編；「福光小学校誌」，福光小学校後援会，昭和52年12月。
- (18) 伏木小学校史編さん委員会編；「伏木小学校史」，高岡市立伏木小学校，昭和48年2月。
- (19) 「新川県学規」（明治9年），（山田家文書，福野町立授眼図書館所蔵）。
- (20) 「石川県年報」，文部省第4年報（明治9年），宣文堂，復刻再版，昭和40年2月。
- (21) 「学校建築法心得」（明治10年），石川県教育史編さん委員会（編），石川県教育史(1)，石川県教育委員会，昭和49年3月。
- (22) 佐藤秀夫；「1882（明治15）年の学事諮問会と『文部省示諭』とに関する研究」，国立教育研究所（編），学事諮問会と文部省示諭，1979年3月。
- (23) 「学務課庶務規程及課員姓名上申」（明治16年），府県史料 第104巻 富山県(2)，（内閣文庫所蔵），明治16年7月。
- (24) 「小学校舎建築心得」（明治17年），富山県（編），富山県事務法規 上巻，富山県，（富山県立図書館所蔵）。
- (25) 谷釜了正他；「日本における運動場の変遷-明治の小学校運動場について-」，学校体育とスポーツ促進運動の歴史-国際体育・スポーツ史東京セミナー報告集-（東京 1978年9月26日-30日），昭和56年3月。
- (26) 教育史編纂会篇；「明治以降教育制度発達史(2)」，龍吟社，昭和13年7月。

富山県における運動場設置規準に関する史的考察

- (27) 「小学校施設規程」(明治20年), 公報類聚, 中越新聞社, (富山県立図書館所蔵)。
- (28) 文部大臣官房会計課建築掛; 「学校建築図説明及設計大要」, 文部大臣官房会計課, (国立国会図書館所蔵), 明治28年4月。
- (29) 梅根 悟; 「運動場の歴史」, 私の中教審答申批判, 明治図書, 1975年4月。
- (30) 富山県編; 「富山県史 通史編V 近代上」, 富山県, 昭和56年3月。
- (31) 「新川県年報」, 文部省第3年報 第1冊(明治8年), 宣文堂, 復刻再版, 昭和39年11月。
- (32) 文部大臣官房会計課; 「小学校建築図案」, 文部省官房会計課, (国立国会図書館所蔵), 明治25年7月。
- (33) 富山県内務部第三課編; 「教育法令類聚」, 中田書店, (魚津市立図書館所蔵), 明治35年。
- (34) 砺波教育八十年史刊行会編集部編; 「砺波教育八十年史」, 砺波教育八十年史刊行会, 昭和31年5月。
- (35) 「校舎建築心得要略」(明治11年 石川県), 石川県立図書館(編), 石川県史料(2)政治部, (石川県立図書館所蔵), 昭和47年3月, P. 503。
- (36) 「町村立小学校備設規則」(明治17年), 前掲書(4), P P. 368-323。